

第 1 部 総論

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

我が国では、医療技術の進歩による平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から、世界に類をみない速さで高齢化が進んでいます。本市においても、平成29年10月における高齢化率は27.8%に達し、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる平成37年（2025年）には、30%を超えることが見込まれています。

高齢化の進展や家族形態の変化により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増や高齢者虐待など、さまざまな問題が生じています。

こうした中で、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが引き続き課題となっています。

また、高齢者、障害者、児童等という区別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるよう、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて多様な主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることも求められています。

本計画は、第6期結城市高齢者プラン2-1を検証し、国の制度改正や茨城県の動向などを踏まえながら、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据えて「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくため、基本的な目標及び取り組むべき施策を示すとともに、介護保険事業の円滑な運営を目的として、「第7期結城市高齢者プラン2-1（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」（平成30～32年度）を策定するものです。

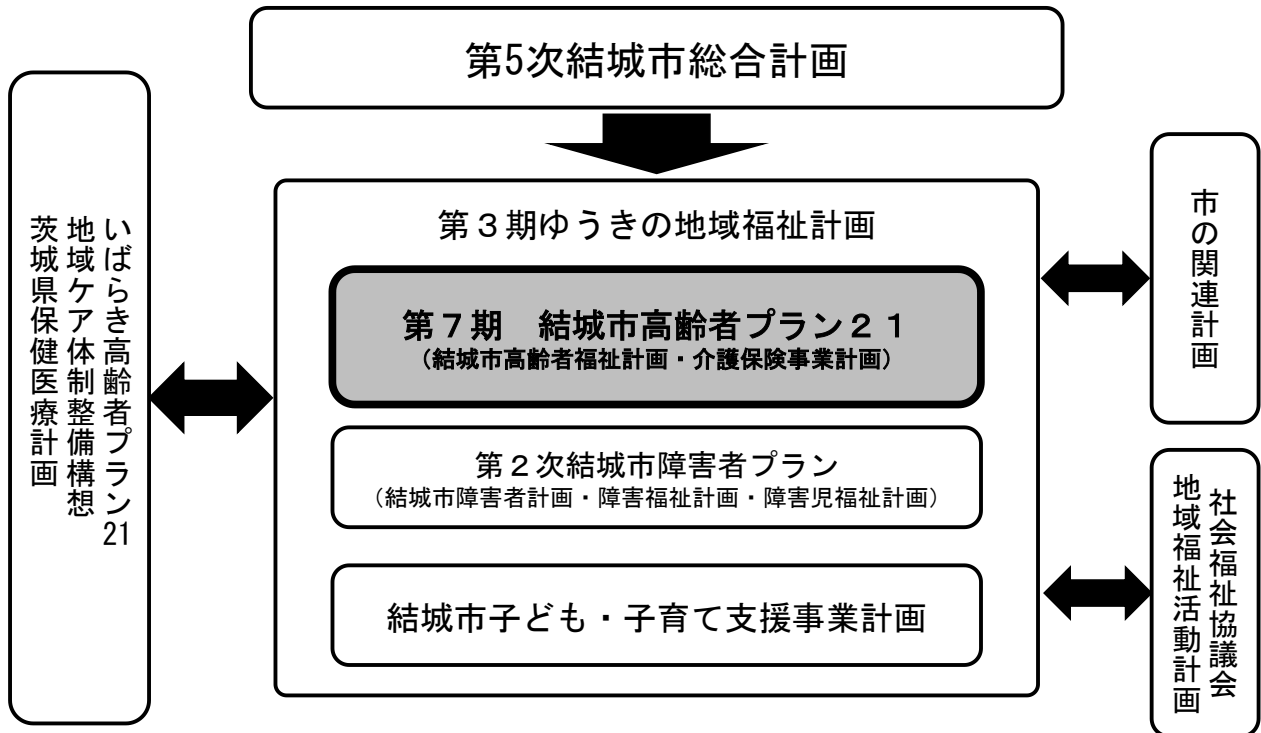


第2節 計画の性格と位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定している「結城市高齢者プラン21」と総称する計画です。計画の性格としては、「地域包括ケアシステム」を推進するための「地域包括ケア計画」でもあります。

計画策定にあたっては、上位計画である「第3期ゆうきの地域福祉計画」との調和やその他の関連計画との整合性を図るとともに、行政運営の基本方針として市の最上位計画である「第5次結城市総合計画」に基づいています。

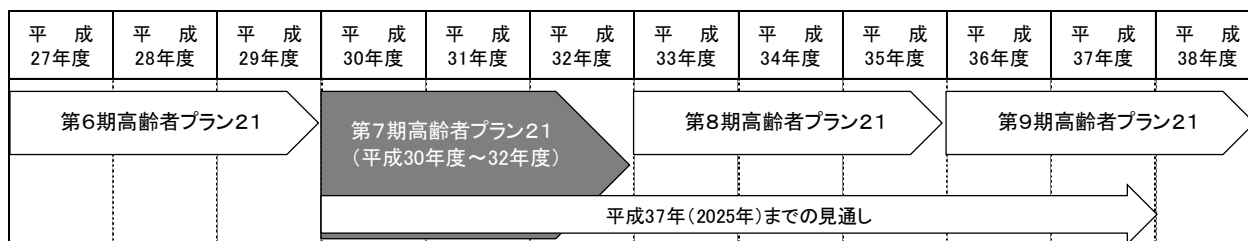
また、茨城県が策定した「茨城県保健医療計画」と整合を図り、医療・介護連携を推進するとともに、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（総合確保指針）に即した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）をガイドラインとして策定しています。



第3節 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、3年を一期として策定することとなっています。

この計画の期間は、平成30年度から32年度までの3年間となります。



▲
団塊の世代が75歳に
(後期高齢者)

第4節 策定体制

計画策定にあたっては、幅広い分野からの意見を反映するよう、学識経験者、保健・医療関係者、介護・福祉関係者、被保険者の代表など、地域における各分野の実践者で構成される結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、審議・検討を行いました。

介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービス量の水準は、保険料の水準にも影響を与えることになるため、市民ニーズと介護サービス供給体制を計画に反映できるよう各種調査や意見公募を実施しました。

また、庁内関係部署と連携を図り、制度改正に伴う既存事業の検証・検討に加え、県西都市介護保険担当者事務連絡会において、他市の情報収集と近隣地域との整合性を図るなど、より実効性のある計画となるよう努めました。

第5節 策定の経過

【推進委員会等】

項目	開催日	主な審議内容
平成28年度 第1回 推進委員会	平成29年 2月1日	(1) 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画実施経過について (2) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて (3) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた各種調査について
県西都市介護 保険担当者 事務連絡会	7月4日	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定状況について ・総合事業の実施状況について ほか
平成29年度 第1回 推進委員会	7月24日	(1) 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画実施経過について (2) 人口推計及び各種調査の集計結果について (3) 今年度の推進委員会日程について
筑西・下妻医療 圏における 医療・介護の 体制整備に 係る協議の場	10月20日	・介護施設・在宅医療等の追加的需要について ・具体的な見込量及び整備目標について ほか
第2回 推進委員会	10月25日	(1) 結城市の高齢者福祉施策について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による圏域分析について (3) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本目標等について
第3回 推進委員会	12月20日	(1) 第7期結城市高齢者プラン21の素案について
パブリック コメント	平成30年 1月19日～ 2月8日	意見募集期間21日間
第4回 推進委員会	2月14日	(1) 第7期結城市高齢者プラン21の原案について

【アンケート調査等】

項目	実施期間	主な内容	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	平成28年 12月9日～ 平成29年 1月31日	郵送配付・郵送回収により実施	配付：2,100件 回収：1,408件 (回収率67.0%)
在宅介護実態調査	平成28年 11月1日～ 平成29年 5月31日	認定調査時に認定調査員による聞き取り	回収476件
介護サービス提供事業者調査	平成29年 4月7日～ 4月28日	郵送配付・郵送回収により実施	配付96事業者 回収62事業者 (回収率64.6%)
主任介護支援専門員ヒアリング	平成29年 9月4日	結城市内事業所に勤務する主任介護支援専門員に対し、ヒアリングを実施	参加者6人

第6節 計画策定後の点検・評価体制（PDCAサイクル）

計画は、高齢者の生活に必要な事業及びサービスの確保に向けて推進されるものであり、関係者及び関係機関が目標及び評価指標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

施策・主要事業についても、効率的な行政運営の推進及び行政の透明性の確保を図るため、市が実施している「行政評価制度」において点検・評価を行い、評価結果を所定の方法により公表するとともに、関係者間で情報を共有し、翌年度以降の行政運営に反映します。

特に、高齢者の自立支援と重度化防止に向けて、事業を検証し、効果が得られない時は、各事業の改善を図ります。

また、事業の実施状況等については、推進委員会に報告し、円滑な事業の推進に資する意見を求め、進行管理に努めます。

第7節 第6期計画の評価

第6期計画では、3つの基本目標を設定し、その基本目標ごとに評価を行いました。

(1) いつまでも安心して暮らせる地域づくりの推進

【目標】

高齢者がいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムづくりを地域包括支援センターが中心になって推進します。

【評価】

地域包括支援センターは、平成27年4月からサブセンターを設置して適切な人員体制を確保し、相談支援を始め、権利擁護等、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための各種事業を強化しました。また、平成28年度からは、これらに加え在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に取り組み、地域包括ケアシステムづくりを推進しました。

【目標】

高齢者や家族が安心して在宅療養できるよう、在宅医療体制の強化や医療と介護の連携を推進します。

【評価】

在宅医療体制の強化や医療と介護の連携については、地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制整備に取り組みました。

また、在宅医療についての講演会の開催や情報発信等により、在宅医療に関する普及啓発活動を実施しました。

【目標】

認知症になっても本人の意思が尊重され、尊厳が保たれるような社会の構築に努めていきます。

【評価】

認知症の人を支える取り組みについては、第6期計画以前から実施している「認知症サポーター養成講座」や認知症に関する講演会を引き続き実施し、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組みました。

また、認知症の早期診断、早期対応につなげて、医療と介護の連携を図りながら、初期集中支援を行うために必要な人材となる認知症初期集中支援チーム員及び認知症サポート医や調整役となる認知症地域支援推進員を確保し、平成30年4月の事業開始に向け体制を整備しました。

【目標】

住まいや交通などの生活全般において、高齢者の安全と安心を確保できるような環境づくりを推進します。

【評価】

高齢者の安全と安心を確保する環境づくりについては、在宅以外の住まい方が変化してきている中、高齢者が安心して生活できる住まいの確保に向け、住宅担当部署や介護サービス事業所等との情報共有を図りました。

また、高齢者の交通事故や運転免許の更新など社会的問題となっていることについては、警察署やボランティアと連携し、交通安全に対する正しい知識の普及啓発に取り組みました。



(2) すこやかな生活と生きがいづくりの推進

【目標】

高齢者を含めたすべての市民が支え合えるような地域づくりを推進します。

【評価】

市民が支え合える地域づくりについては、平成28年度から「生活支援体制整備事業」に取り組み、住みよい地域にするための住民による話し合いの場を設け、地域づくりを支援しました。

【目標】

高齢者がいつまでも健康を保てるよう介護予防や健康づくりを推進します。

【評価】

高齢者の健康保持、介護予防については、介護予防に関する正しい知識の普及啓発のための講演会開催や、フレイル予防の介護予防教室の実施、健康相談など、さまざまな形態の事業を実施しました。

また、介護予防サポーターやシルバーリハビリ体操指導士などの人材を育成し、地域介護予防活動支援事業に取り組みました。

【目標】

生きがいや役割を持った生活ができるような活動や活躍の場を創出していきます。

【評価】

高齢となっても学習機会や活動機会が確保できるよう、老人クラブ活動、公民館活動や老人大学など、さまざまな機会を関係部署と連携しながら提供しました。

また、高齢者の社会活動が促進するよう、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、ボランティア活動の支援や就業機会の確保を行いました。

(3) 介護サービスの充実

【目標】

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めていきます。

【評価】

第6期計画期間の平成27年度、28年度ともに給付費で比較すると、実績が計画を下回っています。これは、第5期計画期間より伸び率が鈍化したことを示しています。

給付費の実績では、介護予防サービスは総じて増加しています。介護給付サービスでは、居宅サービスが前年より5.0%低下していますが、居宅療養管理指導が15.4%、訪問看護が8.1%、前年より伸びており、在宅での医療ニーズが高まっていると考えられます。

また、地域密着型サービスでは、平成27年度に未整備であった認知症対応型通所介護のサービスが開始されました。28年度には、小規模な通所介護3事業所が地域密着型通所介護に移行したことにより、地域に密着したサービスがより充実しました。

【目標】

介護職員の人材育成と専門性の向上を図るため、適切な指導・助言、研修会の開催に努めます。

【評価】

地域密着型サービス事業所の8割以上が介護職員処遇改善加算を取得しており、届出内容の審査や実地指導の際にキャリアパス要件の確認及び指導・助言を行い、介護職員の資質の向上を図りました。

また、実施指導への取り組みを推進し、サービスの質の確保・向上につながるよう事業所を支援しましたが、定期的に運営推進会議を実施できていない事業所もあることから、指導・監督を強化する必要があります。

【目標】

高齢者のニーズと負担割合のバランスが保てるような保険運営の適正化に努めます。

【評価】

適切な介護保険サービスを提供していくために、要介護認定においては、認定審査会の合議体間で定期的に全体会議を開催することや、認定調査においては定期的な研修や認定調査員間の意見交換会を行い、平準化を図るとともに、申請者のサービス利用に支障が生じないよう適正かつ速やかに行うことに努めました。

介護給付の適正化では、ケアプラン点検の実施はまだ十分ではありませんが、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知、住宅改修の点検を実施しました。

